

高知県青少年保護育成条例の改正に係る主な論点について

論点（１）行為全般型と行為制限型について

【内容】

- ・令和２年１０月時点で、条例に自画撮り要求行為の禁止を規定しているのは３２都道府県であり、その規定の方法には大きく２パターンある。罰則の適用範囲はいずれも同じ傾向だが、罰則のかかる行為以外も含む自画撮り要求行為全体を禁止する規定を置くか否かに差がある。

①行為全般型（２０府県）

全体を禁止する規定を置き、不当な手段による場合のみ罰則。

②行為制限型（１２都道県）

全体を禁止する規定を置かない。禁止の範囲と罰則の範囲が一致。

【本県の対応案】

本県での改正では、以下の理由により①の行為全般型を採ることとしたい。

- ・自画撮り要求行為の全体を禁止することで、青少年等へ周知啓発が行いやすい。（県教委からも学校等へ周知するには行為全般型が望ましいとの意見あり）
- ・行為制限型では一部許される自画撮り要求行為があるという点で、自画撮り画像作成への抑制効果が大きく減じられる懸念があり、行為全般型の方がより啓発効果が高いと思われる。
- ・行為全般型では、例えば交際関係にある男女間での画像のやり取りも禁止されることとなるが、そうした自画撮り画像は一度流出するとインターネット上から完全に消去することが非常に困難であることから、そもそも自撮り画像を製造させないことが肝要である。つまり、そうした「流通の危険性の創出」を防ぐ点からもより効果が高いと思われる行為全般型が望ましいと考える。

論点（２）罰則における年齢の知情性について

【内容】

自画撮り要求行為について、「行為者が、相手方（青少年）の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない」という規定を置いているのは制定済み３２都道府県のうち９県（福井県、山梨県、静岡県、三重県、兵庫県、和歌山県、山口県、愛媛県、沖縄県）。

※ただし、「当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない」規定あり

【本県の対応案】

本県での改正では、以下の理由から、要求相手が青少年だという認識がない場合でも処罰

を免れることができない規定を置きたい。

- ・「年齢を知らなくても罰せられる」という規定を設けた方が、要求行為を行う者は、相手方が18歳未満でないか積極的に相手方の年齢を確認することとなり、児童ポルノ等の製造をできるだけ防ぐという観点から、効果がより高いものと思料。
- ・一方で、自画撮り被害は相手を直接確認できないインターネット上のやり取りで行われることが想定され、やりとりの相手方が青少年であると認識していない者にまで罰則を適用するのは過剰な規制となる、との議論もあることから、検察庁等関係機関との協議によって、規定を置かない案とすることもあり得る。

論点（3）条例の適用地域について

【内容】

- ・条例は、一般的にはその条例を制定した都道府県内でしか適用されない。
- ・自画撮り要求行為は、その多くがネットを介して行われることから、都道府県をまたいで要求行為が行われることが想定される。

【本県の対応案】

- ・本県での改正では、条例の適用範囲（属地）について、加害者、被害者のいずれかが県内にいる場合に適用できることとしたい。
 - （例1）加害者（県外在住） ⇒ 被害者（県内在住）
 - （例2）加害者（県内在住） ⇒ 被害者（県外在住）
 - （例3）加害者（県内在住だが、県外に滞在中） ⇒ 被害者（県内在住）
- ・刑法の属地主義原則（高松高裁昭和61年12月2日判決）により、構成要件の該当事実の一部が県内で発生した場合に適用される。つまり、要求を行う者または要求を受ける者（青少年）のいずれかが県内に所在すれば適用されると考えるもの。

※（参考）高松高裁昭和61年12月2日判決

【事案】被告人が香川県条例において禁止されている内容の電話を数回にわたり徳島県の自宅から香川県内の他人にかけたという事案

【理由】条例は当該地方公共団体の区域内の行為に適用されるのが原則であるものの、本件のように当該地方公共団体の区域外から区域内に向けて内容が犯罪となる電話をかける行為に及んだ場合には、電話をかけた場所のみならず、電話を受けた場所である結果発生地も犯罪地と認められるものであり、このように犯罪の結果発生地が香川県にあるとされる以上、行為者は直接的かつ現実的に香川県に関わりをもつたものというべく、香川県民及び滞在者と同様に本件条例が適用されるものと解すべきである。